

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2015（平成27）年度

## 事業報告

2015年4月1日～2016年3月31日

### 目次

2015 年度実施事業の概要	2
2015 年度実施事業の詳細	3
女性人権事業（公1）	3
女性福祉事業（公2）	8
収益事業	11
法人運営に関する事項	12

## 2015年度実施事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会(以下、当会という)は、女性人権事業(公1)と女性福祉事業(公2)の2本の柱を立てて公益事業を推進している。

2015年度は「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現」を重点課題とした。また、当会の創立129周年という年であり、「来年は創立130周年です!」と内外にアピールしたが、お祝いムード作りのためではなく、現状を認識して未来へつなげる事業展開をしていこうという意思の確認からであった。計画の段階では、下記の重点項目を掲げた。

- ①重点課題を意識しつつ女性人権事業の担い手の育成に努める。
- ②女性福祉事業の施設運営の充実
- ③広報・情報発信の強化
- ④財政の安定化

重点項目の実施状況については、各事業の報告に具体例を記載した。継続して次年度の事業計画に盛り込んだ項目もある。

### 公益事業の概要

女性人権事業では、創立(1886年)の精神を踏まえ、2015年度も「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の三テーマに焦点を当て、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行った。上記重点項目③の広報・情報発信の強化を意識して、会員(年11回)及び寄附者(年3回)向け送付物に講演会等チラシを同封して参加を呼び掛け、掲示板利用、開催直前のメールマガジン、他団体集会でのチラシ配り等で広報に努めた。

女性福祉事業は、定款の目的に掲げたように、キリスト教精神に基づいて困難な状況にある女性と子どもへの支援に努めるとともに、社会全般の福祉の増進に寄与することを目指して実施している。具体的には、緊急避難センター「女性の家HELP」及び、単身女性のための中長期滞在施設「矯風会ステップハウス」の二つの宿泊所を運営している。2015年度は、2017年度実施予定の新構想の実現に向けて、話し合いに力を注いだ。

### 収益事業の概要

当会の公益事業を実施していく上で、収益事業収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。貴重な収入源である不動産等の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。固定資産税・事業税のほか、建物の修繕・日常管理(保守点検・清掃)等の諸経費負担が年々増えている現状で、本来の目的である公益事業の妨げとならないように、常に事業のあり方を検討している。

\*当会全体では、収益が98,029千円、費用は110,457千円だった。費用の内訳は公益目的事業に 80,223千円、管理費6,235千円で、公益目的事業比率は 72.63%となった。

## 2015年度実施事業の詳細

### 2015年度女性人権事業（公1）

当会は創立以来129年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦争を阻止できなかったことを反省し、平和の尊さを唱え一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。とくに創立130周年を迎える2016年を前に、女性が社会的権利をほとんど奪い取られていた時代に果敢に立ち上がった先輩女性たちの志と信仰を改めて思い起こしつつ、重点課題の「女性と子どもが安心して生きられる社会の実現」に取り組んだ。

#### 1. 講演会やシンポジウム、ワークショップ等の開催、政策提言

##### <平和部門>

戦後70年を迎えた2015年、新しい安全保障政策による憲法9条空洞化への危機感が高まるなか、矯風会では〈二度と戦争をしてはならない〉との思いを胸に、声明・抗議文の提出、矯風会本部及び全国各地での講演会を行った。

6月20日全国研修会記念講演会では、「戦後70年と日本の歴史認識」という題で東京大学大学院教授の高橋哲哉氏の講演会を実施した。

毎年8月開催の「平和の集い」では、東京大空襲資料センターで証言者として活動する二瓶治代さんが、自身の体験と東京大空襲の背景を語った。

また、「婦人新報」(No.1353:8月発行号、No.1355:12月発行号)企画のほか、戦争の記憶を次世代に引き継ぐこと、平和憲法の大切さと果たしてきた役割を様々な視点から検証し、その意義を伝えること、戦争のない平和な社会をいかに構築するかを考えることを目的とした事業を、札幌、金沢、東京、和歌山、岡山、松山、長崎の各地で、講演会・学習会として多数実施した。講師は、当会の理事・幹事のほか、地元の有識者を活用した(別表参照)。また、キリスト者平和ネット、日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会等の協力関係にある他団体と連携して、護憲・平和・脱原発集会への実施協力や参加を行い、メールマガジンを通じた情報発信に努めた。

9月には日本聖公会東京教区人権委員会との共催で、ドキュメンタリー映画『100年の罅(こだま) 一大逆事件は生きている』の上映会及び制作者らを交えたトークセッションを開催した。大逆事件で処刑された者のうちで唯一の女性であった菅野スガについて、一時期矯風会員であったこと、一夫一婦の実現と公娼制度を軸とする女性の商品化をやめさせようと果敢に闘ったことが明らかになった。

さらに、2015年が第4回世界女性会議で「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されてから20年(北京+20)という節目の年であることを踏まえ、平和と平等を土台とする女性と子どもの地位向上に関する、国際機関の動きや国内での課題などの発信に努めた。12月の創立記念日には、矯風会の歴史と共に活躍した二人の女性一村岡花子(矯風会員)・広岡浅子(会友)を、「婦人新報」誌面のエピソードを拾いつつ紹介しその働きから学ぶ講演会を開催、婦人新報担当幹事が講演した。

また、選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求める請願署名活動も継続して行った。

平和部門関係の要望・抗議活動は、

- ・声明 2015/ 5.22 「平和国家としての日本の国のかたちを崩し、アメリカの戦争に加担する安全保障関連法案の提出に強く抗議し、法案撤回を求めます」
- ・抗議書 9.21 内閣総理大臣、その他各党党首、衆参議長宛て  
「立憲主義・民主主義を破壊した安全保障関連法の強行採決に強く抗議します」
- ・要望書 12.1 内閣総理大臣、法務大臣宛て 「刑法改正に関する要望書」
- ・抗議書 12.22 岩城光英法務大臣宛て「津田寿美年さん、若林一行さんに死刑が執行されたことに抗議します」

#### <性・人権部門>

性・人権活動の使命は、「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために人の尊厳の中核にある性的人権を護り、それを侵す性暴力・性搾取・性虐待の根絶に取り組んでいる。2015 年度以下の分野に焦点を当てて、松本市(長野県)、松江市(島根県)、京都市、そして東京で複数回の講演会・学習会、要請行動等を行った。

女性と子どもへの暴力問題では、2014 年の法改正で児童ポルノの所持が処罰対象となったものの、ポルノ定義の不十分さ故か法適用が弱く、巷では「ジュニア・アイドル」と称して性的ポーズをとらせた幼児や小中学生の DVD がネットやショップで売られ続け、JK(女子高生)ビジネスという性風俗で少女たちが働かされ搾取されている現状がある。そこで啓発のため矯風会では6月、信州部会の協力のもと性・人権部門幹事が講演、7月には東京で、女子高生サポートセンター Colabo の仁藤夢乃さんを迎え、講演と矯風会シェルターとのトークセッションを開催した。また、女性・子どもに関わる 10 以上の NGO と協力し、児童福祉法や児童虐待防止法の改正をめざす「子どもを性の対象とすることを容認しない法改正を求める要望書」を9月衆参両院議長へ、10月厚生労働省や警察庁等へ提出・送付した。さらに、子どもの人身取引・児童買春・児童ポルノに関する国連特別報告者による10月の調査来日に際して、矯風会は ECPAT/ストップ子ども買春の会と協力し、性搾取被害当事者である少女たちと国連特別報告者とのヒヤリング会合等を提供した。

性暴力・性虐待の被害者支援に関しては、9月矯風会松江グループの担当で性暴力被害者支援のワンストップセンターに関する講演会を開催、被害を受けた女性や子どもの回復のための仕組みづくりについて学び、10月京都では矯風会施設の現場から暴力被害者支援のいまを伝えた。また、国会で進む性犯罪に関する刑法改正に対して、長年取り組んできた矯風会として改正内容に関する要望書(2015/12/1)を首相、法務大臣あて提出した。

戦時性暴力問題、とくに日本軍「慰安婦」問題の解決のためには歴史事実の確認が基本であるとの立場に立ち、2015年度全国研修会で wam(女たちの戦争と平和資料館)への訪問学習を行った。また、2015年末ソウルで(口頭でのみ)発表された日本軍「慰安婦」問題に関する日韓政府合意の内容に対して、2016年1月に矯風会「声明」を発表、この問題の真の解決のために、今後も政府による法的対処と歴史事実の継承を求めていく。

ジェンダー・セクシュアリティ分野では、トークセッション「ありのまま自分らしく生きるー多様なセクシュアリティの中で」第二弾を2016年1月に開催、多様な性を生きる講師と参加者を迎え、温かな雰囲気の中での講演と交流の時となった。

- ・要望書 12.1 内閣総理大臣、法務大臣宛て 「刑法改正に関する要望書」
- ・声明 2016/ 1.12 「日本軍「慰安婦」問題に関する日韓外相会談に対する声明」

- ・パブリックコメント 2015/ 9. 第四次男女共同参画基本計画策定にあたって 女性に対するあらゆる暴力の根絶 の項目

#### ＜酒・たばこの害防止（アディクション問題）部門＞

アディクション問題の啓発と相談、禁煙推進活動を継続した。5月、安中市（群馬県）でアディクション問題の広がり学ぶ学習会を開催した。女性回復者の体験談も織り交ぜて、より深く理解することができた。また、近隣施設からの要請のもと、喫煙女性向けの学習会を、当会シェルターの心の回復サポートプログラムで実績のある講師によって、メークレッシン形式を用いて行った。

他団体や自治体との連携事業では、新宿区路上喫煙対策協力員として、啓発・声かけ活動を継続した。そのほか、2015年度は性暴力防止活動団体「エセナ」が新宿区で連続講座を開催する事業に協力し、5回連続講座のうち1回を、新宿区との区民企画パートナーシップ講座として共催し、嗜癖・禁煙相談で連携している施設の助産師を講師に推薦した。

日本アルコール問題連絡協議会に加盟して、イッキ飲み防止活動などに協力した。

その他、禁煙推進事業として矯風会館近辺のポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布等の活動をした。全国禁煙推進協議会に加盟、他団体とも協働した。

## 2. 啓発誌「婦人新報」の発行（偶数月 年6回発行、約1200部/回）

2015年度特集のタイトルは順に、「人身取引被害女性のケアを～行動計画施行より10年～」「アディクション問題…相談をうける」「沖縄が問いかけるもの」「女性・子どもの貧困と性搾取」「クリスマス・メッセージ&いま戦争の時代を読む」「性被害からの回復のために～ワンストップセンターから中長期ケアへ～」。特集記事のほか、当会が運営する二つの女性施設の様子を伝える記事、また要望書や声明等も掲載している。写真・イラストなどの画像やわかりにくい言葉に解説をつけるなど、編集時に配慮した。

2015年12月発行号（No.1355）は、「婦人新報」という誌名になってから120年の記念号となった。編集委員一同が過去の誌面から戦争関連記述を掘り起し、歴史に学び新しい活動につながる記事を掲載できた。

誌名変更の要望は10年以上前から出されていた。2014年度のアンケート調査に続き、購読者対象の懇談会を開催（7/31）、多様な意見を集約して、変更案を理事会に提出した。

## 3. アディクション問題や性搾取・性暴力問題等に関する相談

アディクション問題を抱えた当事者、家族、支援者からの相談（電話・来会）は男女を問わず受けるが、フェミニストカウンセリングの手法で対応している。2015年度は本人・家族・関係者から30件（昨年度40）の随時相談があり、専門機関の紹介や資料提供等を行った。毎月1回の定例開催であるAKK（アディクション問題を考える会）相談例会には、12回で延べ41人が参加（2014年度35人）。近隣女性施設にて嗜癖・禁煙相談を5回開催（参加者延べ18人）、妊産婦へのレクチャーも織り交ぜて実施した（講師：部門長・幹事）。

性・人権にかかわる随時の相談には、情報提供を行った。他団体との連携として、ポルノ・買春等による性搾取被害女性や子どもの救援のため相談・カウンセリングを実施しているPAPS（ポルノ被害と性暴力を考える会）と協力、安全な相談環境を提供した（6回）。

【表1】 2015年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表

(敬称略)

開催日 人数	講演会タイトル (主題、副題)	講師名 (肩書)	開催場所
5/19 (火) 35人	依存症の広がりー相談されたらどうする? <体験談を聞く>	川谷淑子(矯風会 酒・たばこの害防止部門幹事) ユメ (アルコール依存症回復者)	安中市、日本基督教団安中教会
6/20(金) 160人	全国大会記念講演 戦後70年と日本の歴史認識	高橋哲哉 (東京大学大学院教授)	矯風会館ホール
6/30 (火) 51人	ニュースの真実を読む…報道の受け手として考えること	川野安子 (矯風会理事長、 国際婦人年連絡会常任委員)	岡山市、日本基督教団岡山教会
7/4 (土) 38人	大切な命と人権を守る～女性の視点に立って～	宮本潤子(矯風会 性・人権部門幹事、ECPAT/ストップ 子ども買春の会共同代表)	松本市、日本基督教団松本教会
7/4 (土)34人	激動の時代に生きた村岡花子 —子どもは「いつの時代にも夢を持っている」—	藤沢陽子 (矯風会「婦人新報」幹事)	松山市、にぎたつ会館
7/9 (木) 31人	戦争のない日本であり続けるために —あなたから始まる平和—	田口昭典(日本バプテスト連盟金沢教会牧師)	金沢市、日本基督教団金沢長町教会
7/10 (金) 32人	女性と子どもが安心して生きられる社会をつくるために ～地球規模で考え、足元から行動する～	斎藤恵子(矯風会 平和部門幹事 ECPAT/JAPAN共同代表)	和歌山市、日本基督教団和歌山教会
7/13 (月) 142人	女性の貧困と性搾取 ～「貧困」の中に生きる少女たちのリアル  <パネルトーク>すべての少女に「衣食住」と「関係性」を！ 少女から搾取しない社会へ	仁藤夢乃(女子高生サポートセンターColabo代表)  松浦薫(矯風会ステップハウス所長) 湯浅範子(女性の家HELP支援員)	矯風会館ホール
8/7(金) 40人	クーシューってどーゆーこと? ～東京が燃えた日～	二瓶治代(東京大空襲・震災資料センター 3月10日証言者)	矯風会館ホール
9/4(金) 12人	心が元気になるメイクレッスン (たばこと美容の関係)	田島みゆき(メンタルケアメイク 21代表)	女性施設
9/5(土) 220人	映画上映会(13:00、16:30の2回) 「100年の筈—大逆事件は生きている」 <トークセッション>	千原卓司(映画制作者) 森田麻里子・井口諭(聖公会人権委) 川野安子・今橋宣子(矯風会)	矯風会館ホール

開催日 人数	講演会タイトル（主題、副題）	講師名 （肩書）	開催場所
9/26 （土） 29人	靖国神社問題とは何か —その本質を問う	吉駒明子 （恵泉女学園大学名誉教授） 西川重則（キリスト者遺族の会）	矯風会館3階
9/28 （月） 51人	憲法24条は何を目指すか？～女性や子どもに対する暴力を根絶するための社会 変革と法政策について考える～	清末愛砂 （室蘭工業大学大学院准教授）	札幌市、北海道 クリスチャンセンター
9/30 （水） 27人	しまね性暴力被害者支援センター 「さひめ」の活動	河野美江（さひめ理事・島根大学准教授・産婦人科医）	松江市、インマヌエル松江教会
10/31 （土）22人	矯風会ステップハウスの3つの役割とは？	松浦薫（矯風会ステップハウス所長）	京都市、 京都YWCA
12/4（金） 71人	創立129周年集会講演 村岡花子さんと広岡浅子さんが伝えた かったこと	藤沢陽子 （矯風会婦人新報担当幹事）	矯風会館ホール
2016年 1/16 （土） 54人	エセナ5新宿・新宿区・矯風会共催企画 女性に対する暴力防止セミナー 保護施設での医療対応 ＜医療の活用を考えるワーク＞	佐々木澄子（慈愛寮看護師・助産師） 山本潤・三隅順子 （SANE看護師 エセナ5新宿）	東京、新宿区男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）
1/30 （土） 45人	ありのまま自分らしく生きる 多様なセクシュアリティの中で ～わたしが出会った人たち～	川本恵子 （日本基督教団波田教会牧師）	矯風会館3階
2/8（月） 32人	性被害の相談を受けたら？	松浦薫（矯風会ステップハウス所長）	矯風会館2階
2/13 （土） 22人	日本国憲法について	西岡由香 （漫画家 長崎大学講師）	長崎市、日本基督教団長崎平和記念教会
参加人数合計 1148人			

## 女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している二つの宿泊所は、どちらも困難な状況にある女性の支援を目的としている。入所する際の条件（子ども同伴の有無等）や滞在期間によって、緊急性のある「女性の家HELP」と、中長期滞在の「矯風会ステップハウス」があり、専門スタッフを配置している。宿泊所利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、無国籍の者、法外滞在の者等、現行の日本国民のための法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援には公的資金が付かないため、支援を継続するための財源の確保が急がれる。

2014年度に、両施設の有機的連携に向けて運営委員会を一つにまとめて女性福祉委員会とした。2015年度は、利用者のニーズ把握、公的機関との連携の在り方などを、入所率をもとに検討を続けた。民間施設運営の厳しさを財政・人的資源の面で痛感し、将来も継続できる支援体制の〈新構想施設〉について調査・研究を開始した。

東京都及び民間の助成金を得て、施設整備等を行なった。（下記【表2】に記載）

【表2】 2015年度受け取り補助金 一覧表 （単位：円）

補助金の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	HELP 外国籍女性・母子
助成金	公益財団法人昭和池田記念財団	324,000	HELP 滅菌庫
活動助成金	公益財団法人庭野平和財団	161,769	HELP 子どもケアプログラム
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	298,000	HELP 防犯カメラ
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	237,000	ステップハウス 防犯カメラ
広域安全事業	公益財団法人日工組社会安全財団	1,246,890	宿直ボランティア配置、安全講習等
合計		9,467,659	

### A 「女性の家HELP」（宿泊所 緊急一時シェルター）\*所在地は非公表

定員12名

宿泊費（1泊3食付） 大人3,500円 子ども2,500円

個室5 母子室3（同伴男児は10歳まで） 滞在期間は原則として2週間まで

#### 1) 女性・母子のための緊急一時シェルター運営

2015年度の利用者数は合計79名（同伴児16名）、うち外国籍女性15名（同伴児6名）

日本国籍女性64名（同伴児10名）であった。



入所理由の主なものは、外国籍－DV（50%）、妊娠（37.5%）、ホームレス（12.5%）。日本国籍－ホームレス（47.8%）、DV（23.9%）、妊娠（14.9%）、家族からの暴力（10.4%）、そのほか（3.0%）であった。

関係行政機関ならびに団体と連携・協力しながら、DV及び人身取引から逃れてくる人々、住居を失った人々等、女性と子どものための緊急一時保護事業を行った。

## 2) 多言語の電話相談の継続

月～土曜日、10:00～17:00 実施。日本語、タガログ語、英語を中心に、786 件(外国籍 227件 34か国と国籍不明 9 件)の多様な内容の相談に対応した。

## 3) 退所者支援プログラムの充実 4) 子どもケアプログラムの継続

海水浴などの外出プログラムの開催、クリスマス会、花見会を企画し、退所者の生活全般、育児や子どもの進学相談などを受け付けた。また、各地の行政機関・弁護士事務所等と連携しながら、退所者とその子どもへのサポートを行った。

## 5) DV、人身売買、移住労働者等の課題に関わる内外関係機関との連携

東京都女性センターをはじめ、関係行政機関への外国籍被害者、特に生保対象外の外国籍被害者へのDV法運用が改善されるように意見具申し、情報提供を行った。また、関連団体と協働し、行政機関等へ政策提言を行った。

メコン地域人身取引被害者支援会議で被害者保護及び問題を抱える在日外国人における民間団体の役割と課題について発表するなど、国内外の関連機関と連携し外国籍女性への支援をすすめた。

## 6) スタッフ研修

他団体主催の研修等に積極的に参加し、民間シェルターの役割を認識した。

## 7) その他

広報 ネットワークニュース発行(日本語版2 回、英語版1 回)、活動説明会(毎月1 回)

## B 「矯風会ステップハウス」(宿泊所 中・長期シェルター) \*所在地：非公表

定員18 名(単身者) 全個室 自炊

洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

原則として6 か月(11 室)、さらに1 年の延長利用が可能な個室(7 室 別フロア)。

月額利用料：69,800 円 光熱水費別途

### 1) 単身女性のための中・長期シェルター活動

2015 年度利用女性は 40 名

緊急一時保護後の生活再建の場として様々な支援を行った。入所率の平均は 3 階 86%、4 階 30%。

○入所理由 DV(50%)、病気・障がい(38%)、住居喪失(30%)、親・きょうだいからの虐待(20%)。全体の 1 割が外国籍 DV 被害女性であったが、外国にルーツを持つ人を含むと 2 割の利用があった。(※一人で複数の理由があるので、合計は 100%を超える)

○入居時の年齢 30～49 歳が 42%、50～69 歳 36%、19～29 歳 17% 多様な年齢構成になったが 70 歳以上が全体の 5 %と昨年度に比べて多い利用であった。

○入居前の居場所 自宅からが 59%、他施設から 15%、他県からは 3%となった。

○滞在日数 37%が6ヶ月を超えた。暴力被害からの回復には長期的な居場所の必要性が感じられた。

○退居先 地域へのアパート転宅が44%となった。他施設の中には精神障がい者等のグループホーム、高齢者施設など、待機に時間の必要な施設が含まれている。

## 2) 心の回復サポートプログラムの継続

利用者の多くが様々な課題を抱えている。東京都女性相談センターの「一時保護委託契約」による受け入れは8名で延べ人数は118名であった。通常2週間の受け入れだがその期間を超える関わりもあった。また、暴力被害者の多くが暴力被害の後遺症であるPTSD症状を持ち8割が通院。長期にわたる暴力被害や親からの虐待被害は、「複雑性PTSD」という診断名となり通院が長期化した。

外国語支援 外国籍利用者(2015年度5名)には、外国籍専門の弁護士事務所との関わりも昨年に引き続きあった。日本語教室は2005年から始めて継続中であり2015年度は21回実施。(現在まで9年間継続は1名)

心の回復プログラム 年間22回のプログラムを実施。心に傷を受けた女性たちが心の回復を得て再度社会に出て行く後押しとなっている。2015年度も関係機関やサポートグループの協力を得て、メークレッスン、ヨガ教室、ウォーキング、絵てがみ教室、ハンドマッサージを行った。心と体のリラックスを目的とし、「心の回復」と「地域生活への再出発」を目指した。

季節ごとの催し 春のお花見、クリスマス会、新年お雑煮会等。これらのイベント参加によって、コミュニケーション力のアップも目指した。

物品提供 利用者への衣類・食料品の提供、「10円バザー」の開催等を行った。

## 3) 就労支援の充実 社会参加、就労のための関係機関との連携

入居者の社会参加、就労に向けて、様々な関係機関との連携を行った。特に若者ハローワークの「求職者支援訓練」等を積極的に活用し、資格を身につけるなど生活の再建を支援。障がいの特性にあった地域の作業所や、カウンセラー、性暴力支援機関などと連携・情報交換しながら入居者の支援を行った。

## 4) スタッフ研修

支援者研修・セミナーなどに参加、専門分野に関わる研修への参加、月2回のスタッフ会でのケース検討会、スタッフ・宿直ボランティアの合同防災訓練・合同研修会等関係機関の協力を得て防犯・護身ワークを行った。

## 5) 地域福祉バザーの開催

バザーを開催(2015. 5/15、10/16、2016. 2/4)。協力関係にある授産施設・クリニック等も出店した。

## 6) その他 全国のステップハウスネットワークの構築に努める

「きょうふう会洋服ポスト」として古着回収を継続。2015年度8.3tを回収。NPOと協同し、地域貢献活動に一層力を入れた。

2015年9月、第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方について「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の項にパブリックコメントを提出。被害者支援、特に性暴力被害者のトラウマケアの必要性、法の狭間にある若年者、制度にアクセスしづらい障がい者、外国籍女性などへのきめ細やかな対応を要望した。

緊急一時シェルターとは異なるステップハウスの必要性等を、他の施設関係者と懇談、またステップハウス設立を目指すグループ・団体等の研修を受け入れるなど、横のつながりを重視した。ネットワークを構築できればいろいろな面で力を得られると期待している。多くのステップハウスが財政・組織として不安定であり、「ゆるやかな連携」の段階であるが、定期的な勉強会は継続している。

#### 啓発活動

- ・ステップハウスニュース(日本語版・英語版) 年1回発行
- ・和洋女子大学「女性の貧困と福祉の現状」にて講義
- ・矯風会「すべての少女に衣食住と関係性を」仁藤夢乃氏講演会パネルトークに参加
- ・東京ウィメンズプラザ「ステップハウス中・長期シェルターにおける支援」にて講義
- ・調布市配偶者暴力防止等対策ネットワーク会議「被害者支援に必要なこと」にて講義
- ・ウィズ新宿 女性に対する暴力防止セミナー2015「支援施設を知る」にて講演
- ・月刊誌『福音と世界』にて施設紹介

## 収益事業（財産運用事業）

下記の事業を行い、純益の50%を、公益事業に用いた。

### 1) 土地賃貸

当会の敷地北端307坪を、財団法人スポーツ会館に貸していたが、契約違反事項が多々あり、2013年に契約解除通知を出した。それに対して、建物の登記上の所有者から提訴され、また、財団法人スポーツ会館の代表者と名乗る者も当該裁判に加わったため、弁護士に委任して対応した。2016年1月の判決で当会は勝訴したが、相手方二者が控訴したため、審理継続中である。現在、地代収入は無い。

### 2) 建物賃貸

公益財団法人東京交響楽団と、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物賃貸借契約を締結している（更新は5年ごと）。賃料は順調に入金されている。東京交響楽団クラシックスペース100が行なう震災被災者支援のチャリティコンサート(2015年度4回開催)に、会場設営・広報等で協力した。

現在は良好な関係が続いているが、矯風会館の老朽化に伴い、「建物を瑕疵の無い状態で貸す」ためには、改修・保守点検等に高額のコストが必要となる。2015年度はホール天井から雨漏りしたため、屋上防水工事（約500万円）を行った。

### 3) 駐車場運営

月極め駐車場50台のスペースがある。ここ数年の傾向として、自家用車の需要が減り、常に数台の空きが出ていたが、2015年度の半ばからは満車状態となった。8割が商用の大型・中型車である。契約事項を守らない顧客も増え、敷地内の安全走行啓発や身元確認に留意している。

## 法人運営に関する事項

○役員 2016年3月31日現在の役員 理事7名 監事2名  
代表理事 理事長 川野安子(常勤) 副理事長・会務理事 寺岡シホ子(常勤)  
業務執行理事 記録理事 新宮三紀(常勤) 会計理事 鏡清美(常勤)  
理事(非常勤) 飯田瑞穂 鷺見八重子 山崎喜美子  
監事(非常勤) 松井弘子 的川美砂子(税理士)

○評議員 2015年3月31日現在の評議員 9名  
池田小夜子 加瀬和子 倉澤祐子 櫻井克子 柴川久仁子  
下里綾子 高橋淳子 松本成子 村上弘子

○理事会 2015年度3回開催。(2015.6/4、10/28、2016.3/2)

事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認等、所定の議案審議を行なった。  
その他、財産管理に関する事項、諸規定の整備、中長期計画の実施(特に女性福祉事業の新構想等)、財政面の将来展望等についても審議した。

また、毎月1回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行なった。2016年度定時評議員会における理事・評議員改選に備えて、候補者を募る推薦作業部会を委嘱した。

○評議員会 2015年度定時及び臨時の2回開催。(2015.6/19、2016.3/3)

事業報告と決算の承認、次年度事業計画と予算の報告等。

○業務改善

NP0法人サービスグラントの提供するプロボノ(専門能力を提供するボランティア)チームの支援を受けて、2014年度から法人の現状把握・課題抽出を行い、2015年4月に「業務フロー設計」を開始した。今回のプロジェクトでは、主に少人数で複数の業務を兼任する事務局における改善を視野にいれ、下記の3点を目標とした。

- ① 事務局の業務フロー全体を整理し見直すことで、その効率化・標準化を図ること
- ② 事務局の業務フローの整理、特に会員入退会に伴う事務の効率化を目指すこと  
→会費の自動引き落とし制度導入
- ③ 事務局の業務の作成方法、レビュー方法、保管方法などを見直し、無駄を省くこと  
(例:茶菓提供廃止等)

プロボノチームからの提案を実践した結果、事務局会議の所要時間が30分ほど短縮された。発言者は聞き手を意識した簡潔な発言を心がけるようになった。会議での決定事項は、他部門のスタッフも含めた法人全体で共有する仕組みとした。

### 【事業報告の附属明細書】

2015(平成27)年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

以上

2016(平成28)年6月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会